


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	田村美砂			
件名	東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例 規則 部課 機関					
1 要旨	令和2年6月1日から職場におけるパワー・ハラスメント対策が法制化され、雇管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったため、東京都が行った規程の改正に準じ、東大和市立学校の職員に関する本規程の整備を行うものである。					
(1) 改正内容	第8条の4を第8条の5とし、第8条の3の次に次の1条を加える。 (パワー・ハラスメントの禁止) 第8条の4 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、他の職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行つてはならない。					
(2) 施行日	公布の日から施行する。					
(3) 影響及び効果	東京都に準拠した対応であり、サービスの適切な運用が図られる。					
2 経過 (現在に至るまでの経過)	(1) 規程の案文は、文書課において審査済み。 (2) 令和2年8月28日開催の教育委員会定例会において承認済み。					
3 留意事項 (問題点等)						
4 主管部処理案 (検討結果等)	関連事務を速やかに進めたい。					
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。